

■ 労働者派遣事業に関する情報公開について ■

労働者派遣法第 23 条 5 項に基づき、労働者派遣事業の状況に関する情報を次の通り、公開致します。

対象期間(直近の事業年度):2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日

(1) 派遣労働者の数 (2026 年 6 月 1 日現在) ※当該事業年度における 1 日あたりの平均派遣労働者数	34 人
(2) 労働派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数 ※当該事業年度あたりの事業所数	35 社
(3) 労働者派遣に関する料金の額の平均額…③ ※当該事業年度における派遣労働者一人一日(8 時間)あたり	15,091 円
(4) 派遣労働者の賃金の額の平均額…④ ※当該事業年度における派遣労働者一人一日(8 時間)あたり	9,690 円
(5) マージン率…⑤ マージン率 = $\frac{\text{③労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{④派遣労働者の賃金額の平均額}}{\text{③労働者派遣に関する料金額の平均額}}$	35.8%
(6) キャリア形成支援制度に関する事項	
教育訓練計画 入職時研修 【対象者】 初めて当社で派遣就業される方 【訓練方法】 Off-JT 【賃金支給】 有給 【実施主体】 派遣元 【派遣労働者の費用負担】 無 職能別・職種転換・階層別研修 【対象者】 1 年以上の雇用が見込まれる方 【訓練方法】 Off-JT 【賃金支給】 有給 【実施主体】 派遣元 【派遣労働者の費用負担】 無 キャリアコンサルティング 【対象者】 当社で派遣就業中の方 【実施方法】 対面 【会場】 当社 【コンサルタント】 キャリアコンサルタント資格保持者並びに同等の知識・経験のあるもの 【派遣労働者の費用負担】 無	
(7) 福利厚生等	
年次有給休暇・社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)・労働者災害補償保険・定期健康診断・ 産前産後、育児介護休業制度・FOOT バス利用割引サービス	
(8) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	
労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 令和 9 年 3 月 31 日) ・協定労働者の範囲(当社で雇用する全派遣労働者)	